

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得する場合

初めて高等学校教諭1種免許状を取得する場合

〈免許法第5条別表第1による場合〉

★高等学校教諭1種免許状(「情報」「商業」「数学」)のうち1~3教科を取得

<必要単位数>

正科生Aの方

大学卒業要件単位 ^{*1} のうち			左記に追加となる単位 ^{*3}	
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)	第66条の6に定める科目	大学が独自に ^{*2} 設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)	「教育の基礎的理...
1教科取得の場合 計20単位	計8単位	計8単位	計4単位	計28単位
2教科取得の場合 計40単位 (1教科あたり20単位)		計16単位	計8単位	
3教科取得の場合 計60単位 (1教科あたり20単位)		計24単位	計12単位	

※1 大学卒業要件は、1年次入学が124単位、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。

※2 詳細は50ページ(1年次入学、2年次編入学、2年次再入学)もしくは57ページ(3年次編入学、3~4年次再入学)を参照。「大学が独自に設定する科目」のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」の選択科目(単位)が卒業要件単位に含まれます。

※3 卒業要件に含まれません。

★「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」、「第66条の6に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)」、「教育の基礎的理...

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)(各教科の指導法)	第66条の6に定める科目	大学が独自に ^{*1} 設定する科目 ^{*2}	合計
1教科取得の場合 計24単位	計8単位	計8単位	68単位
2教科取得の場合 計48単位 (1教科あたり24単位)		計16単位	計28単位 100単位
3教科取得の場合 計72単位 (1教科あたり24単位)		計24単位	132単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。

※1 詳細は50ページを参照。

初めて中学校教諭1種免許状を取得する場合

〈免許法第5条別表第1による場合〉

★中学校教諭1種免許状(数学)を取得

<必要単位数>

正科生Aの方

大学卒業要件単位のうち		左記に追加となる単位 ^{*1}	
教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項)	第66条の6に定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目 (教科の指導法)	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
計20単位	計8単位	計8単位	計32単位

※1 卒業要件に含まれません。

★「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」、「第66条の6に定める科目」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目(教科の指導法)」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項) (教科の指導法)	第66条の6に定める科目	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	合 計
計28単位	計8単位	計32単位	68単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得する場合

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得する場合

〈免許法第5条別表第1による場合〉

★中学校教諭1種免許状(数学)・高等学校教諭1種免許状(数学)の両方の免許状を取得

<必要単位数>

正科生Aの方

大学卒業要件単位のうち			左記に追加となる単位 ^{*2}	
教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)	第66条の6に定める科目	大学が独自に ^{*1} 設定する科目		
計20単位	計8単位	計4単位	教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)	「教育の基礎的理...

※1 詳細は50ページ(1年次入学、2年次編入学、2年次再入学)もしくは57ページ(2年次編入学、3~4年次再入学)を参照。「大学が独自に設定する科目」のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」の選択科目(単位)が卒業要件単位に含まれます。

※2 卒業要件に含まれません。

★「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」、「第66条の6に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)」、「教育の基礎的理...

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)(各教科の指導法)	第66条の6に定める科目	大学が独自に設定する科目 ^{*1}	「教育の基礎的理...	合計
計28単位	計8単位	計4単位	計32単位	72単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。

※1 詳細は50ページを参照。

5 免許状の申請

<一括申請>

本学が取りまとめて北海道教育委員会に申請する方法です。一括申請の対象となるのは、免許法第5条別表第1により、免許状申請に必要な単位をすべて修得し、北海道教育委員会への申請を希望される方で、3月に卒業される正科生Aのみとなります。なお、科目等履修生については、本学(通学課程を含む)を卒業された方のみが対象となります。

- ・他の教育委員会に申請する方は、個人申請してください（居住地の都道府県の教育委員会に申請するのが一般的です）。
- ・現職教員の方は一括申請をすることができません。免許状申請手続きについては、勤務校または勤務校のある都道府県の教育委員会にご確認ください。
- ・教育実習を実務振替とする場合は、個人申請になります。

<個人申請>

各自で必要書類を準備して申請する方法です。本学では必要に応じて各種証明書を発行します。手続方法については、免許状を申請する教育委員会に各自お問い合わせください。なお、教育委員会によっては、個人申請の手続きを受付しない期間がある場合がありますので、ご注意ください。

◆個人申請をする場合の留意事項

個人申請の場合、免許状の取得方法（免許法第5条別表第1・免許法第6条別表第4など）に関わらず、本学が発行する学力に関する証明書（教育委員会によっては指定書式の場合があります。）が必要となります。教育委員会では、一括申請業務が集中する2月～3月にかけて、個人申請を受付しない期間があります（期間は都道府県により異なりますが、都道府県によっては2月以前や4月以降も受付していない場合があります）。

本学において履修した科目の成績が確定するのは、ポータルサイト「無限大キャンパス」の成績照会ページまたは成績通知書に記載された内容となりますので、免許状申請に必要な単位をすべて修得したことが確認できましたら、学力に関する証明書の発行を本学に依頼してください。

ただし、1月の科目試験受験や後期スクーリングを受講した場合の成績確定は、2月下旬までかかる可能性があるため、成績が確定しないと証明書に記載できません。

免許状の取得を条件に、翌年4月からの採用が内定している場合等、年度内の免許状取得を希望する方においては、本学修得単位の証明書記載時期と個人申請の受付期間に留意する必要があります。

なお、本学修得単位の証明書記載時期については、上述の時期より早めることはできませんので、あらかじめご了承ください。

◆人物に関する証明書

「人物に関する証明書」については、発行も可能ですが、勤務先の上司もしくは卒業した大学に申請するのが基本となります。どうしても本学での発行が必要な場合は、入学後、本学通信教育部事務部までご相談ください。なお、本学で証明する場合には、日程調整のうえ、教職担当教員によるオンライン面接を行い、それを基に証明する形となります。

※面接日を学生側が指定することはできません。大学内で日程調整のうえ決定します。

※発行手数料1通500円（2023年度実績。2024年度以降変更となる場合があります）

※書式：先方書式のみ

6 単位認定について（正科生Aのみ）

他の大学、短期大学、高等専門学校で取得した科目・単位について、本学が開講する教職課程科目に相当すると本学が認めるものについては、免許状の申請に有効な単位として認定します。詳細は別途本学通信教育部にお問い合わせください。